



お知らせ

健康福祉課からのお知らせ

高齢者肺炎球菌ワクチンの

接種費用の助成について

健康福祉課では、感染症対策として、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成しています。

▼対象者

65歳以上の町民

▼助成対象

町内又は町外医療機関で接種した高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用

▼助成額

ひとり1回につき

3,000円(上限)

▼申請方法

1. 町立診療所で接種する場合

必ず保険証をご持参いただき、接種費用から助成額を差し引いた額3,500円をお支払いください。

申請書等はありません。

※希望される方は、事前に町立診療所(電話34-2030)にご予約ください。

2. 町外医療機関で接種する場合

接種後に領収書(高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがわかるも

の)、接種済カードなどの証明書(持っている方のみ)、保険証、印鑑、通帳等(振込先を確認できるもの)をご持参のうえ、健康福祉課窓口にて申請手続きをしてください。

後日、指定口座へ振り込みます。

◇お問い合わせ先

健康福祉課保健グループ

(ふれあい健康センター内)

電話 34-3955

自衛隊旭川地方協力本部から

お知らせ

自衛官募集について

興味のある方や詳しい説明を聞きたい方は、お気軽にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の状況次第で日程又は会場を変更する場合があります。

◇お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所

電話 01654-2-3921

住所 〒096-0011

名寄市西1条南9丁目45

自衛官候補生(男子・女子) 6月試験

18歳以上 33歳未満(令和5年4月1日現在)

受付中 ~令和5年6月5日(月)締切
※6月以降の試験も随時受け付けております。

令和5年6月11日(日)・6月12日(月)
※いずれかの1日を指定できます。

旭川市

※ 細部受付時にお知らせいたします。

応募資格

受付期間

試験日

試験会場

大規模な土地取引には 届出が必要です

剣淵町で、10,000㎡以上の土地取引を行う場合には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

国土利用計画法では、地域全体の住みやすさや自然環境との調和を考へて、乱開発や無秩序な土地取引を防止するために一定面積以上の土地の取引をしたときは、その利用目的などを届け出ることが義務付けられています。

10,000㎡以上の土地売買等(農地法による土地取引は除く。)に係る契約をしたときは、権利取得者である買主は契約を結んだ日から2週間以内に関係書類を添えて、総務課企画財務広報グループへ届出をしてください。





《変更前》※令和5年3月31日まで

納入場所	北 星 信 用 金 庫 北 北 び き 農 業 協 同 組 役 場 会 計 課 窓 口
------	---



《変更後》※令和5年4月1日から

納付場所	北 星 信 用 金 庫 北 北 び き 農 業 協 同 組 役 場 会 計 課 窓 口 北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行
------	---

令和5年4月1日より、ゆうちょ銀行が剣淵町収納代理金融機関に指定されました。
これに伴い、剣淵町から発行される納付書の納付場所に「北海道内のゆうちょ銀行または郵便局窓口」と記載されている納付書では、北海道内のゆうちょ銀行及び郵便局で納付することができるようになります。

会計課からのお知らせ

「ゆうちょ銀行の収納代理金融機関の指定について」

（児童扶養手当額改定一覧表）

区 分	従来の手当額	改定後の手当額 (令和5年4月以降)
手当本体	全部支給43,070円 一部支給43,060円～10,160円	44,140円（+1,070円） 44,130円～10,410円 （+1,070円～+250円）
第2子加算	全部支給10,170円 一部支給10,160円～5,090円	10,420円（+250円） 10,410円～5,210円 （+250円～+120円）
第3子以降加算	全部支給6,100円 一部支給6,090円～3,050円	6,250円（+150円） 6,240円～3,130円 （+150円～+80円）

児童扶養手当額等の

変更について

令和5年度から児童扶養手当及び特別児童扶養手当が改定となります。

（特別児童扶養手当額改定一覧表）

区 分	従来の手当額	改定後の手当額 (令和5年4月以降)
1 級	52,400円	53,700円（+1,300円）
2 級	34,900円	35,760円（+860円）

◇お問い合わせ先
▼児童扶養手当に関すること
住民課環境生活グループ
電話 26-9026
▼特別児童扶養手当に関すること
健康福祉課福祉介護グループ
電話 34-3955

▼お問い合わせ先
住民課環境生活グループ
電話 26-9026

▼特別児童扶養手当に関すること
健康福祉課福祉介護グループ
電話 34-3955

電話 34-3955

行政への苦情・要望は

行政相談委員へ

「行政相談委員に足立智行氏が委嘱されました」

行政相談委員として足立智行氏が令和5年4月1日付けで、引き続き総務大臣から委嘱されました。

年金、窓口サービス、登記、道路などの役所の仕事について、困りごとや苦情がありましたら、行政相談委員がご相談に応じます。

口頭、電話、手紙で行政相談委員にお申し出ください。

『行政相談委員は役所と皆様のパイプ役です。相談は、無料・秘密厳守！お気軽に！』

【総務省行政相談委員】

▼氏名 足立 智行

▼住所 元町5番5号

▼電話 34-3966

